

# 別冊資料

## 関係法令等

- 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（P 1）
- 千葉県生涯学習審議会条例（P 4）
- 千葉県生涯学習審議会運営規則（P 5）
- 千葉県社会教育委員連絡協議会会則（P 7）

## 平成二年法律第七十一号

### 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。）並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
- 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)

第四条 文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第五条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活

動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

- 2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」という。）の総合的な提供の方針に関する事項
  - 二 前項に規定する地区の区域に関する事項
  - 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項
  - 四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項
  - 五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項
- 3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。
- 4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。
- 5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。
  - 一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。
  - 二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。
  - 三 その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合するものであること。
- 6 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては前条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。
- 7 都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 8 第三項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（判断基準）

第六条 判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項
- 二 前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な事項
- 三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項

五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

- 2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては第四条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、判断基準の変更について準用する。

#### 第七条 削除

(基本構想の実施等)

第八条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。
- 3 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。
- 4 前二項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 5 前三項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

#### 第九条 削除

(都道府県生涯学習審議会)

第十条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(市町村の連携協力体制)

第十一条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

千葉県生涯学習審議会条例

平成三年七月二十二日  
条例第三十二号

千葉県生涯学習審議会条例

（設置）

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項の規定により、県に千葉県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（調査審議）

第二条 審議会は、法に定めるもののほか、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条に規定する社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する。

（組織等）

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、知事の意見を聴いて、千葉県教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第四条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正 平成一〇年 四月 一日教育委員会 平成一四年 三月二九日教育委員会  
規則第四号 規則第一五号  
平成一五年 三月二八日教育委員会  
規則第四号

千葉県生涯学習審議会運営規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県生涯学習審議会条例（平成三年千葉県条例第三十二号）第六条の規定により、千葉県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第二条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき案件を開催日の七日前までに通知しなければならない。ただし、特に会長が急施を要すると認めた場合は、この限りでない。

（職員等の出席）

第三条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係人に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

（部会長等）

第四条 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

（部会の会議）

第五条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 部会の議事は、出席した当該部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第二条及び第三条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第二条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、第三条中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（庶務）

第六条 審議会の庶務は、教育庁教育振興部生涯学習課において処理する。

（補則）

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（千葉県教育委員会行政組織規則の一部改正）

2 千葉県教育委員会行政組織規則（昭和三十五年千葉県教育委員会規則第二号）の一部

を次のように改正する。

第二十一条振興課の部中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 千葉県生涯学習審議会に関すること。

第四十二条第三号から第六号までを次のように改める。

三 千葉県公立学校職員健康審査会

四 千葉県生涯学習審議会

五 千葉県社会教育委員

六 千葉県文化財保護審議会

第四十二条中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 千葉県図書館協議会

附 則（平成十年四月一日教育委員会規則第四号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日教育委員会規則第十五号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日教育委員会規則第四号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

# 千葉県社会教育委員連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、千葉県社会教育委員連絡協議会という。

(事 務 所)

第2条 この会の事務所は、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、県生涯学習審議会委員及び市町村の社会教育委員等の連絡・提携を強化し、その活動の充実をはかり、もって本県の社会教育の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 社会教育に関する研修
- 二 社会教育に関する情報交換
- 三 社会教育振興のための調査研究
- 四 その他目的達成に必要な事業
- 五 振興大会の開催

(組 織)

第5条 この会は、県生涯学習審議会委員及び市町村の社会教育委員等で構成される社会教育委員連絡協議会（以下「地区連絡協議会」という）の構成員をもって組織する。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

|     |     |
|-----|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 3 名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 2 名 |

- 2 会長、副会長は理事若しくは理事経験者から理事会にて選出し、代議員会の承認を得る。
- 3 理事は県生涯学習審議会委員から2名、各地区連絡協議会から1名、それぞれ選出されるものとする。
- 4 監事は代議員会において選出する。
- 5 役員の任期は2年とし、再任することができる。
- 6 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は会務を総轄し、この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の定めるところによりこの会の業務を行う。
- 4 監事は、この会を監査する。



(顧問)

- 第8条 この会に顧問を置くことができる。  
2 顧問は理事会の推薦により、代議員会で承認を得る。

(機関)

- 第9条 この会に次の機関を置く。  
一 代議員会  
二 理事会

(代議員会)

- 第10条 代議員会は、次の区分により選出された代議員により構成する。  
一 県生涯学習審議会委員 2名  
二 地区連絡協議会加入市町村 各1名  
2 代議員会は最高の議決機関であって年1回これを開くほか、必要に応じて会長が招集する。  
3 代議員会は代議員の過半数の出席を得て開催し、その議事は出席者の過半数により決するものとする。  
4 代議員は次の事項を決定する。  
一 会則の変更 二 事業計画  
三 予算及び決算 四 その他重要な事項

(理事会)

- 第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。  
2 理事会は、代議員会の決定に基づいて、業務上必要な事項を協議執行する。  
3 理事会は必要に応じて会長が招集する。

(会計)

- 第12条 この会の運営は、負担金及び事業収入をもってあてる。  
2 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第13条 この会の事務を処理するため、事務局長及び必要な職員を置き、会長が委嘱する。

(附則)

昭和39年7月31日施行  
昭和57年7月20日一部改正  
平成10年7月16日一部改正  
平成12年7月14日一部改正  
平成15年7月11日一部改正  
平成23年7月12日一部改正  
平成30年7月12日一部改正  
令和2年7月9日一部改正  
令和4年3月25日一部改正